

内部監査の基本方針

経営の有効性、効率性を確保するための業務遂行上の仕組みや、財務報告の的確性、信頼性を確保するための仕組み、法令等の遵守、資産の保全を目的とするための仕組みが有効に機能するよう、内部監査委員による監査を実施し、もって事業計画の達成に寄与することを基本方針とする。

1. 内部監査委員は、他の担当に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ十分な知識及び経験を有する者を内部監査委員に配置し、実効性ある内部監査が実施できる体制とする。
2. 適正な経理処理体制の監査実施
 - (1) 公益法人会計基準等に準拠した経理処理
 - (2) 貸借対照表等の事務所への備置きや、ホームページでの公開により、一般公衆の縦覧に供するなど、共済会計における経理の透明性を確保するための措置
3. 適正なコンプライアンスの仕組みに関する監査実施
4. 適正なリスク管理の仕組みに関する監査実施
5. この基本方針の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 この基本方針は、平成 24 年 4 月 25 日から適用する。